

2009年6月1日

【自治労明石市水道労働組合からの要望】

自治労明石市水道労働組合

人員の確保に関する要求書

民主的地方自治推進に尽力いただいたいる貴職に敬意を表します。

この間の地方交付税削減により、自治体財政は「危機」的状況に迫いやられ、自治体財政健全化法の施行は、人件費の削減や自治体業務の外部委託化の流れに拍車を掛けています。

具体的には、行政改革推進法に基づく「集中改革プラン」を上回るような人員削減が強行され、公的責任放棄というしかない自治体業務の外部委託化では、偽装請負など様々な問題を招き、住民の安全・安心そして公共サービスの安定が脅かされています。

さらに、県の責務放棄・市町への責任転嫁というしかない「新行革プラン」、加えて政府の15兆円に及ぶ追加経済対策は、職員への一層の慢性的な長時間労働・労働強化を強い、職員の心身ともの健康破壊に拍車をかけ、職場だけでなく、家庭や地域をも蝕むことは明らかです。

また、臨時・非常勤職員についても、不安定で劣悪な賃金・労働条件での「任用」を改め、恒常的な勤務実態に合わせた公平・公正な均等待遇をおこない、安全・安心の公共サービス提供に報いる「雇用の安定と労働条件の改善」を図ることが必要となっています。

つきましては、住民に一番近い地方自治体の役割を重視し、育児、教育、医療など、すべての人々が利用しやすい公共サービスを守るために、職員が健康で希望と誇りをもち働き続けられる職場を維持し、必要な人員を確保することが強く求められています。

播磨ブロック共闘会議として、先の「2009春闘要求書」で重点要求として提出していますが、来年度人員採用計画期に際し、再度「人員確保」にしづつて統一要求を提出いたしますので、6月8日（月）までに文書による回答を要求いたします。



記

1. 欠員及び定年退職者の正規職員による完全補充をおこない、少なくとも条例上の定数を充足すること。
2. 「一律、人員削減ありき」の「行革」を行わず、「政府の新たな追加経済対策」や「県の新行革プラン」に伴う事務事業の増加・住民ニーズの多様化に対応できる適正な人員配置を行い、慢性的な時間外労働やサービ残業を早急に解消すること。
3. 自治体の公的責任を果たすために、「効率化」のみを目的とした福祉、医療、学校、環境職場での偽装請負など法違反に抵触する民間委託や指定管理者制度・地方独立行政法人制度の導入を行わず、必要な人員を正規職員で確保し、住民サービスの質の向上をはかること。
4. 恒常的職務に従事する臨時、非常勤等の「脱法的」雇用実態を是正し、正規職員化すること。
また、正規職員化にいたる間「非常勤職員給与ガイドライン」を最低ラインとし、正規職員と同様の改善を行うこと。また、本人の希望にそった継続的・安定的雇用を確保すること。
5. 高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、高齢者再任用制度については、希望者全員の雇用確保、定数のあり方、賃金・労働条件、職種・職務内容など、労使協議・合意に基づき導入・実施すること。
6. 業務の研修や事務の習得を理由とする県など他州への出向・派遣をおこなわないこと。また、国や県からの「天下り」人事も行わないこと。併せて本問題について労使協議を行ない、その結果を尊重すること。
7. 基幹的な税財源を移譲しないまま、国の「赤字」を地方に転嫁する地方交付税と補助金削減に反対し、眞の地方自治推進のための「地方財政確立」に尽力すること。
8. なお、当組合の独自要求については、別添のとおりです。

単 組 独 自 要 求

- 1 平成 22 年度の人員体制は、労使で昨年確認した体制に戻すこと。
また、本年度については、現体制の検証をするとともに必要な措置をとること。
- 2 技術の継承のための人員配置等をすること。
- 3 平成 22 年度の水道部の体制について、協約を締結すること。
- 4 水道ビジョンなど水道事業の計画について隨時説明するとともに、引き続き組合と充分に協議をすること。
- 5 地公労法上の団体交渉事項については組合と充分協議し協約を締結すること。
6. 水道サービス公社については、業務との関連や退職後の受け入れ先ということから、業務内容の変更等については組合と協議するとともに、今後についての考え方を示すこと。